

## 横手市ごみ分別アプリバナー広告掲載募集仕様書

令和8年1月13日

横手市広告掲載要綱（以下「要綱」という）に基づき、横手市ごみ分別アプリのトップページ最下段位置に掲載するバナー広告の仕様を次のとおり定める。

### 1. アプリインストール数

令和8年1月1日現在 約 21,200 件

### 2. 規格

画像形式	バナー広告のサイズ	募集 枠	1 枠の広告料	容量
PNGまたはJPEG (アニメーションは不可)	縦 100 ピクセル 横 640 ピクセル	10 枠	24,000 円/年	300kb 以内

※バナー広告には広告主のウェブサイト等のURLリンクを貼ることができます。

#### 【画像として用いることができないもの】

- ・アラートマーク（警告表示）を模したもの
- ・テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）が  
表示されているもの
- ・プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）が  
表示されているもの
- ・「閉じる」、「いいえ」もしくは「キャンセル」などのボタンまたはラジオボタンを  
使用  
するもの
- ・インターネットアンケート、教育相談その他市政を連想させる表示を行うことによ  
り、  
市の事業と誤解されるおそれのあるもの
- ・画像として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

### 3. 掲載期間

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

### 4. 申し込み資格

バナー広告の掲載を申し込むことができる者（以下「広告主」という）は、横手市内に事業所や店舗等を有し、要綱第3条に定める業種に該当しない法人や事業者等に限る。

## 5. 掲載内容

バナー広告のデザイン等の内容は要綱第3条の規定を遵守すること。また、バナー広告案の作成に必要な経費は広告主が負担すること。

## 6. 申し込み方法

市が指定する申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、バナー広告の原稿および画像データと必要書類を併せて下記の担当まで申し込むこと。

担当部署：横手市 市民福祉部 生活環境課 廃棄物対策係

所在地：〒013-8601 横手市中央町8番2号 横手市役所本庁舎 1階8番窓

口

電話：0182-35-2184

F A X：0182-33-7838

メール：kankyo@city.yokote.lg.jp

## 7. 申し込み期間

- (1) 令和8年1月13日（火）から令和8年3月13日（金）
- (2) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

## 8. 選定と掲載決定

- (1) バナー広告の掲載は、市がデザイン等の内容を審査したうえで決定する。
- (2) 申し込み数が募集枠を超過した場合は、担当部署で抽選を行い、掲載するバナー広告を決定する。
- (3) バナー広告はアプリを立ち上げた際にトップページ最下段にランダムで表示するものとする。

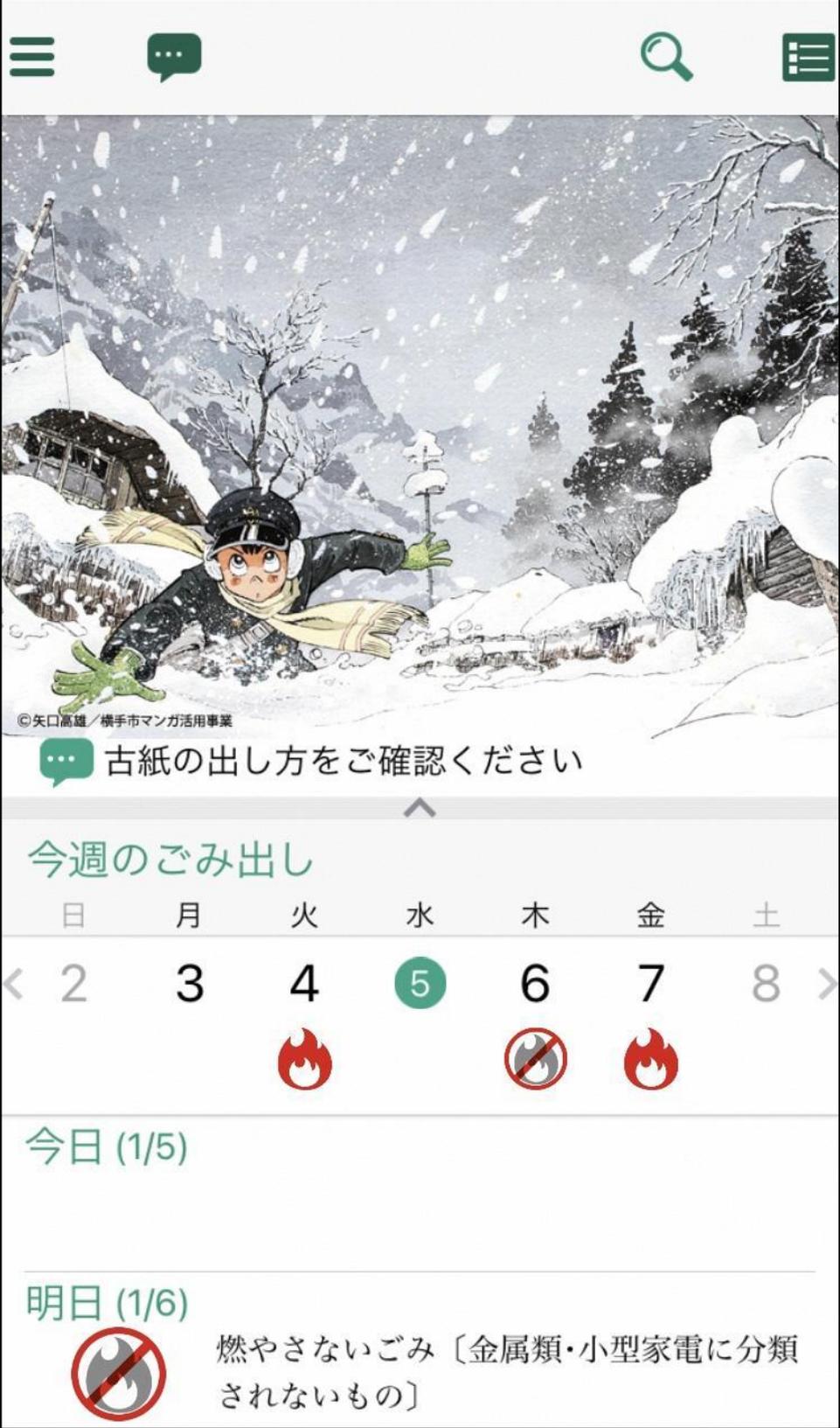
## 9. バナー広告料の納付

掲載が決定した広告主は、市が発行した納入通知書により別途指定する期日までに広告料を納入すること。

## 10. 注意点

- (1) バナー広告掲載の申し込みにあたっては、要綱の規定を遵守すること。
- (2) 申し込み期間後の受付は行わない。
- (3) 提出された書類の差し替えや申し込みの取り下げは、申し込み期間内においてのみ認める。
- (4) 申し込み時に提出された書類は返却しない。
- (5) バナー広告掲載の募集に係る申し込み状況は公表しない。

(バナー広告位置イメージ)



©矢口高雄 / 横手市マンガ活用事業

古紙の出し方をご確認ください

### 今週のごみ出し

日	月	火	水	木	金	土
< 2	3	4	5	6	7	8 >
						

今日 (1/5)

明日 (1/6)

 燃やさないごみ〔金属類・小型家電に分類されないもの〕

**バナー広告位置**